

港区立高松中学校 P T A 細則

第 1 章 役員、会計監査委員の選考および就任

第 1 条 役員、会計監査委員の選考および就任は、下記のとおり行われる。

1. 選考委員会を次の方法によってつくる。
 - (1) 各学年より 3 名の選考委員を選出し、正副委員長を定める。
 - (2) 教職員の中から 1 名の選考委員を選出し、副委員長と定める。
 - (3) 運営委員より 2 名の選考委員を選出する。
2. 選考委員は、その任務を終了したときに解任される。
3. 選考委員が候補者になる場合は、選考委員会を脱退する。必要があるとき、これを補充する。

第 2 条 選考委員会が、役員及び会計監査委員の選考をするには、次の方法による。

- (1) 選考委員会は、全会員から選出された候補者の中から選考する。
ただし、選考委員会において独自の候補者を推薦することができる。
- (2) 教員より選考される役員候補は学校に一任する。
- (3) 選考委員会は、その氏名を発表する前に被選考者の同意を得なければいけない。
- (4) 選考委員は、役員及び会計監査委員になることができない。
- (5) 選考委員会は、運営委員会において、役員および会計監査委員の選考について承認を求める。

第 3 条 会長に欠員を生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第 4 条 会長以外の役員に欠員を生じたときには、運営委員会がこれを補充する。

任期は前任者の残任期間とする。

第 2 章 常置委員会および臨時委員会

第 5 条 常置委員会として 学年委員会、文教委員会、広報委員会、地域委員会を置く。

第 6 条 臨時委員会は、その任務を終了したときに解散する。

第 7 条 学年委員は、各学年よりクラス数に応じて選出し、必要に応じて各学年で正副委員長を定め会長が委嘱する。ただし、各学年副委員長の 1 名は教職員より選出する。

第 8 条 文教委員、広報委員は、各学年より 3 名ずつ、地域委員は各学年より 6 名ずつ選出し、互選により正副委員長を定め会長が委嘱する。ただし、副委員長の 1 名は教職員より選出する。

第 9 条 正副委員長及び委員の任期は 1 年とする。ただし、引続き 1 年間だけは留任してもよい。

途中、欠員が出た場合は原則として補充するものとする。

第 10 条 学年委員会は、

1. この会の主旨の解明につとめ、すべての会員がよい理解と自由意志とをもって入会するようにする。
2. 会員相互の連絡と親睦をはかる。
3. 通信の伝達、その他各種委員会の活動に協力する。
4. 第三学年の委員は卒業対策の活動をする。

第 11 条 文教委員会は、

1. すべての会員が、一層よい保護者、よい教職員となるように自らつとめ、互いに磨き合うようにする。
2. リクリエーション、講習会、講演会、見学会、その他一般文化厚生に関する事項を行い、地域社会に対しても、参加の機会を与える。
3. 生徒、保護者、教職員が協力して、生活環境の改善につとめる。

第 12 条 広報委員会は、この会の会員に対し、また必要に応じ、その地域社会ならびに関係機関および諸団体に対し、情報の伝達、意見の交換につとめる。

第 13 条 地域委員会は、

1. 生徒の家庭生活、社会生活ならびに生徒相互の自主的集団生活の支援をする。
2. 地域社会、他の団体および機関と協力・連携して、生徒の教育ならびに福祉の向上をはかる活動を行う。

第 14 条 校長は、学校の管理ならびに教育上、各常置委員会、または臨時委員会に出席して意見を述べるができる。

第 3 章 慶 弔 規 定

会員相互の厚生事業を行う目的で次の通り慶弔規定を定める。

第 1 5 条 本条に限り会員を甲、乙の二会員に分ける。甲会員は父母およびこれに代わる者。乙会員は本校全教職員とする。

第 1 6 条 贈呈基準をつぎの如く定める。

1. 会員及びその家族の死亡の場合、弔慰金をつぎの如く贈る。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 甲会員及びその配偶者 | 献花（税別 10,000 円）
献花不可の場合は 5,000 円の弔慰金 |
| (2) 甲会員の子女(本校生徒) | 献花（税別 10,000 円）
献花不可の場合は 5,000 円の弔慰金 |
| (3) 乙会員 | 20,000 円 |
| (4) 乙会員の父母 | 5,000 円 |
| (5) 乙会員の子女 | 5,000 円 |
| (6) 乙会員の配偶者 | 5,000 円 |

2. 会員及び生徒が疾病または負傷によって臥床 14 日以上、または入院 10 日以上の治療を受けた場合、傷病見舞金を贈る。

- | | |
|--|--|
| (1) 甲会員が本会の会務遂行中またはそれが原因となった場合 | 5,000 円 |
| (2) 生徒の傷病で会長が必要と認めた場合 | 3,000 円 |
| (3) 乙会員が傷病で 14 日以上連続欠勤の場合 | 5,000 円 |
| (4) 乙会員が結婚した場合は、結婚祝金として | 3,000 円贈る。 |
| (5) 乙会員及びその配偶者の出産の場合は、出産祝金として | 3,000 円贈る。 |
| (6) 甲乙両会員の家族が突発的災害にあつて、住居または家財に損害を受けた場合に災害見舞金として | 3,000 円を贈る。ただし、災害甚大なる場合は運営委員会の議を経て、その額を増額することができる。 |

3. その他の慶弔及び見舞金等については、その都度役員会でこれを定める。

第 1 7 条 乙会員が転退職した場合は、上限 5,000 円とした記念品贈呈を検討する。

第 1 8 条 本規定の適用および金額について疑義が生じたときは、運営委員会にはかり決定するものとする。

第 4 章 改 正

第 1 9 条 この細則は運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、運営委員会の 1 週間前に、各構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

付則

この細則は令和 3 年 5 月 26 日施行

港区立高松中学校 P T A

東京都港区高輪 1-16-25

電話 03-3441-6239・03-3441-6247

FAX 03-3441-6230